

東吾妻町告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成25年10月15日付けで東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定請求書の提出があり、同日これを受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成25年10月15日

東吾妻町長 中澤恒喜



1 請求代表者の住所及び氏名

群馬県吾妻郡東吾妻町大字箱島403番地1

内海辰男

2 請求の要旨

別紙のとおり

## 東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定請求書

### 1 請求の要旨

私達は、8月1日発行の議会によりで、学校給食センターの契約議案が可決されたことを知りました。町が計画している給食センターは、現在4施設で実施している学校給食を1施設で実施しようとするものと推察されますが、残念ながら、将来を担う子供たちに、安全で美味しい適正な学校給食を提供することが最優先に考えられているとは思われません。また、矢倉地区に建設するのではデメリットが多く、特に最も大切な給食の配達が給食法に基づく基準を守れる確認がとれていない上、将来に亘る運営経費が多額になることは誰の目にも明らかです。さらに、小学校や幼稚園の再編や今後8年程度で食数が3分の2程度になることを想定すると、必要以上に過大な面積や建設費だと思われます。その上、保護者や町民、さらには学校や給食調理に携わる人達に対し十分な説明責任を果たさず理解を得ていない行政手法は納得できません。私達は、学校給食は単独校方式が最も望ましいと考えており、当町の場合は新たに統合することが決定した、新中学校の施設に併設して建設することが、将来を考えた時に、最も良い方法であると確信しています。これなら、都市計画法に基づく許可は必要ありませんし、規模も小さくて済むことから、敷地内に建設し廃止が予定されている食堂を調理場の2階に設置することも可能で、運営や配達経費も大幅に縮減できます。さらに、本来学校給食は、幼稚園や小学校低学年の幼児や児童と中学生とでは味付けは勿論、カロリー摂取量等も違うことを考えると、適正な食育の推進、食中毒への対応、アレルギー食対策、地産地消、さらに加工品に頼らず調理後早く食べられる等の大きなメリットがあり、より給食の理想に近づけることができます。原町共同調理場が近く、連携した職員管理やトラブルの際のリスク回避対応、さらには大規模な災害時にも有効な施設となる等の多くのメリットが期待できます。また、原町共同調理場は改裝して間もなく、900食程度の調理が可能であることから、学校再編が進めば他の調理場も不要になったものから、隨時廃止していく対応も十分可能だと思われます。つきましては、私達は将来を見据えた学校給食のあり方を考えた時、条例改正がなされ正式決定になっていない現段階において、町の建設計画は直ちに中止し新たに標記条例を制定していただいた上で、それに基づいて今後取り組んでいただくことをここに請求します。